

事例1

退院・退所加算（Ⅰ）ロ，（Ⅱ）ロ，（Ⅲ）について，診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスが行われていない。

指摘事項等

当該事例については，カンファレンス以外の方法により算定できる退院・退所加算（Ⅰ）イまたは（Ⅱ）イを算定すること。

なお，カンファレンスの人員要件とは以下4名の参加が必須。

- ・病院側より医師，看護師，准看護師よりいずれか1名
- ・在宅側より介護支援専門員
- ・退院時共同指導料2の注3*にある在宅側の医療系職種より2名
- ・退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては，必要に応じ，福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

*「～略～，在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等，保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士，保険薬局の保険薬剤師，訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。），理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか3者以上～略～」

根拠法令等

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「留意事項通知」という。）第3の14

事例2

初回加算について，1月のみ空けて同加算を算定しており，他の算定要件にも満たしていない。

指摘事項等

初回加算について，「新規*に居宅サービス計画を作成する場合」「要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合」「要介護状態区分が2区分以上変更された

場合に居宅サービス計画を作成する場合」のいずれかに適合する場合に算定される。

いずれにも適合していない場合、当該加算は算定できない。

*契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。

根拠法令等

留意事項通知第3の9

介護保険最新情報 vol.69「平成21年4月改定関係Q&A（vol.1）について」問62（答）

事例3

床ずれ防止用具について、軽度者が使用するには事前に例外給付の申請が必要だが、申請されていなかった。

指摘事項等

居宅介護支援事業所を通して貸与業者に過誤を求めた。

根拠法令等

留意事項通知第2の9(2)

事例4

以下の事例にて6月と7月の両方で退院・退所加算を算定していた。

6月 サービス利用後に入院。カンファレンス実施

7月 再度カンファレンスを実施後退院。サービス利用再開。

指摘事項等

退院・退所加算は、利用者が退院・退所後にサービス利用を開始した月に算定できる。

この事例の場合、6月に退院・退所及びサービス利用を開始していないため、7月に退院・退所加算(Ⅱ)ロ(情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。)を算定すること。

根拠法令等

留意事項通知第3の14

介護保険最新情報 vol.284「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（平成24年4月25日）について」問8（答）

事例5

退院時に介護支援専門員が病院職員と面談せず、利用者が病院からもらってきた看護サマリーで退院・退所加算を算定していた。

指摘事項等

面談せずに退院・退所加算を算定することはできない。

根拠法令等

留意事項通知第3号の14

事例6

サービスの利用実績がない利用者に対して、居宅介護支援費を請求していた。

指摘事項等

利用実績が無い場合、算定できない。

ただし、病院等から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

根拠法令等

留意事項通知第3の5